

2021年度福島県立高等学校等 臨時給付奨学生 募 集 要 項

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染がはじまってから1年半が経過したが、その影響などで経済状況の悪化が進み、企業の廃業、事業規模の縮小などによる雇用状況の厳しさが増している。生徒の家計に及ぼす影響も懸念される。こうした状況において、「青少年の健全育成をなし、わが国の教育振興に寄与する」という当会の重要な役割から、弘済会福島支部として緊急に臨時給付奨学金事業を実施することとし、給付奨学生を募集する。

2 応募対象

福島県内の全県立高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒を対象として、各学校1名の給付奨学生を募集する。（定時制、分校もそれぞれ1名ずつ） ※学年は問わない。

3 推薦（応募）条件

修学意欲がありながら、学費の支払いが特に困難と認められ、在学する高等学校等の校長から推薦を受けた生徒とする。生活保護世帯やひとり親世帯などで収入が少額である生徒を優先する。

ただし、在学中に既に当弘済会の給付奨学金（臨時も含む）を受けた生徒は応募できない。

※ 進学を条件としない。

4 給付金額 奨学生一人に対し10万円を給付する。

5 交 付 奨学金の交付は、原則として本人名義の指定された口座に振り込む。

6 申込（申請、応募）期限 2021年9月27日（月）～10月25日（月）事務局必着

7 提出書類

- （1）臨時給付奨学生応募票
- （2）臨時給付奨学生申請書・振込依頼書
- （3）通帳のコピー（振込先など）
- （4）臨時給付奨学生推薦書

8 書類提出先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部

〒960-8534 福島市上浜町10番38号 教育会館内

TEL 024-522-6522 FAX 024-522-7751

9 給付奨学生の選考決定と奨学金の交付

給付奨学生は11月上旬の福島支部教育振興事業選考委員会の選考を経て、本部に推薦し、日教弘の理事長が採用を決定する。その後、在学する校長から本人に通知する。

10 その他

事務手続については別紙「臨時給付奨学生応募の事務手続について」による。